

# 豊頃町危険廃屋解体撤去事業補助金

豊頃町では、町民の安心安全の確保並びに町内の景観および住環境の向上を図るため、防災上住民の避難および周囲の建物等に危険を及ぼすおそれのある危険廃屋の解体・撤去にかかる経費について、最大50万円を補助します。

また、平成27年度から、**解体事業者については、町内事業者だけでなく町外事業者も対象になりました。**

## 補助対象者

町内に存する危険廃屋の個人所有者、個人所有者から委任を受けた者、個人所有者の法定相続人の代表者です。

【注意】ただし市町村税等の滞納者、暴力団員は対象者となりません。

## 補助事業の対象範囲

地域住民の避難経路に敷地が接しているもしくは近隣の家屋等に直接被害が及ぶことが想定される範囲

【注意】主に居住地が密集している地域が対象です。

## 助成対象者

建築後おおむね25年以上が経過している個人が所有する危険廃屋

【注意】但し家屋等の建て替えを目的とするもの、公的補償費の対象となっている建物は対象となりません。

## 危険廃屋とは

現に居住その他の用に供しない個人が所有する建物（住宅「住宅等に付属する倉庫および自動車用車庫等を含む。」、物置および倉庫等をいう。）で、建築物が老朽化し壊れた破片が落下、飛散または騒音が発生するなど防災上周囲に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、積雪による落雪や倒壊によって近隣住民の生活環境に影響を与えることが危惧されるものをいう。

## 補助対象危険廃屋

主として町内の解体事業者による解体・撤去費

【注意】10㎡を超える建物を解体する際には、役場施設課への建築除却届出が必要です。

また、80㎡以上の建築物を解体する際には、建築リサイクル法により道への届出が必要です。

## 補助対象になる経費

町内事業者が解体する場合、最大50万円まで。

町外事業者が解体する場合、補助対象経費の2分の1以内で、最大25万円まで。

【注意】ただし経費の上限単価は床面積1㎡あたり12,000円とし、補助対象者1人につき1回限りとします。

## 制度の有効期限

平成31年3月31日でこの制度の効力は失われます。

## 助成対象者

補助金交付にあたっては必ず事前に申請・審査が必要となり、工事着手後の申請は認められません。

詳細につきましては、豊頃町危険廃屋解体撤去事業補助金交付要綱に記載されておりますので、まずは企画課町づくり推進係へご相談ください。

—在宅医療をされている皆様へ—

# 在宅医療ごみの出し方について 安心・安全な処理をお願いします

## 「在宅医療ごみ」とは

- ①医師の指導により受けた処方箋で、患者自らおよび家族が医療措置を行った際に発生するもの。
- ②医師等が患者宅を訪問し、その場で医療措置を行った際に発生するもの。

## ▼処理の仕方

ご家庭での在宅医療に伴い搬出される廃棄物は安心、安全な適正処理が必要です。

針刺し事故などを防ぐためにも、かかりつけの病院など医療機関に返却できる場合は、指示に従い返却するようにお願いします。

## ▼もし医療機関に返却できない場合は・・・

次のように、安心・安全な状態にして、ごみステーションに搬出するようにお願いします。

### 鋭利な物

- インスリン注射針  
(キャップをする)
- 注射針 ●穿刺針
- 翼状針 など

ペットボトル・ボトル缶などフタ付きの容器に入れ、必ずフタを閉めた後、ほかの燃やすごみと一緒に豊頃町の燃やすごみ指定袋に入れる。

なお、事故防止のため搬出ステーションを住民課までお知らせください。

### 鋭利でない物

- ストーマ装具
- 注射器本体(針なし)
- カテーテル・チューブ など

透明な小袋などにいったん入れた後、他の燃やすごみと一緒に豊頃町の燃やすごみ指定袋に入れる。



マジックなどで指定袋に「医」の表示を記入し、お住まいの地域の「燃やすごみの日」に搬出するようにお願いします。《鋭利な物》が含まれている場合は、住民課にご連絡ください。

「医」と表示していただくことで作業の安全確保と、素材がプラスチック系のものが多いため、周辺の皆様から燃やさないごみを出していると間違われなくするための表示です。ご協力ください。

◎なお、資源ごみになるもの（経管栄養剤の缶、薬の袋、在宅医療用具を包んでいたプラスチック製の包装など）は、資源ごみとしてお出しく下さい。

担当窓口・申請先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216 FAX (574) 2389

E-mail kikaku@toyokoro.jp

問合せ先

役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213